

# 地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年3月30日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 秀道広

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務（以下、「CM業務」という。）

### (2) 目的及び内容

「地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務基本仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

### (4) 履行期間

契約期間に同じ。

### (5) 履行場所

- ア 広島市民病院（広島市中区基町7番33号）
- イ 北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号）
- ウ 舟入市民病院（広島市中区舟入幸町14番11号）
- エ リハビリテーション病院・自立訓練施設（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）
- オ 安佐医師会病院（広島市安佐北区可部南二丁目1番1号）

## 2 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

### 3 参加資格

公示日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が建築関係建設コンサルタントの「建築一般」で認定されている者、又は広島市以外の地方公共団体において同等の競争入札参加資格を有する者
- (3) 公示日から参加表明書提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本プロポーザルに参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止処分若しくは競争入札参加資格のあるそれぞれの地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止の措置の要件に該当する行為等を行なった者
  - ⑧ 広島市競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止の措置の要件(以下「措置要件」という。)に該当する行為等を行なった者
- ⑦ ①から⑧までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 次のいずれにも該当していない者であること。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

- ② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (7) 本業務を履行するための下請契約等の全てにおいて、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者となることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- ① 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しない者
- ② 広島市の指名停止措置を受けている者
- ③ 営業停止処分を受けている者
- ④ 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者
- (8) 本業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること
- (9) 平成23年度4月1日以降において、病院施設のCM業務の実績を有する者であること。
- (10) 認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者）が2名以上所属していること。
- (11) 業務の実施にあたり1級建築士、建築設備士及び認定コンストラクション・マネジャーの資格を有する者をそれぞれ配置できること。

#### 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、地方独立行政法人広島市立病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

##### (1) 配布期間

公示日から令和8年4月16日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く日の午前8時30分から午後5時まで

##### (2) 配布場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院東棟10階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課

TEL 082-569-7838

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

#### 5 参加申込受付

##### (1) 申込期間

上記4(1)に同じ。

**(2) 提出場所**

上記4(2)に同じ。

**(3) 提出方法**

参加表明書等を、上記4(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

**(4) 参加資格確認結果の通知**

参加資格確認結果を令和8年4月21日（火）（予定）に書面により通知する。

**6 質問の受付及び回答**

**(1) 質問の受付**

プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

**ア 受付期間**

公示日から令和8年4月7日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

**イ 受付場所**

前記4(2)に同じ。

**ウ 受付方法**

質問書を、前記4(2)へ電子メールで提出すること。

**(2) 質問の回答**

上記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答(電子メール)するほか、前記4(2)において令和8年4月10日（金）（予定）から令和8年4月28日（火）までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供するとともに、病院機構ホームページへ掲載する。

**7 企画提案書の提出**

**(1) 提出期限**

令和8年4月28日（火）午後5時まで

**(2) 提出場所**

前記4(2)に同じ。

**(3) 提出方法**

企画提案書を、前記4(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

**8 企画提案に対する審査**

公募型プロポーザル説明書8のとおり。

## 9 受託候補者の選定

公募型プロポーザル説明書9のとおり。

## 10 契約の締結

受託候補者をCM業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、優先交渉権者と協議が整った場合は、契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルにおける次点者を交渉権者とする。